

社会福祉法人を取り巻く環境と当法人の取組み

当法人は、平成15年に特例としての小規模障害者通所授産施設を設置する社会福祉法人として設立しました。現在、10事業（日中活動の場4事業所、グループホーム3事業所、短期入所1事業所、相談（障害児、障害者）2事業）を提供しています。職員の実人数は79名となりました。

令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。この法律において、社会福祉法人等（社会福祉事業を営むNPO法人等を含む）が社員となって一般社団法人を組織し、関係機関の業務連携を一層推進する社会福祉連携推進法人という新しい制度が創設されました。令和4年4月1日から施行されます。この法人は社会福祉事業は展開せず、

地域福祉支援業務（地域貢献事業の企画・立案、地域ニーズ調査の実施、事業実施に向けたノウハウ提供等）、

災害時支援業務（応急物資の備蓄・提供、被災施設利用者の移送等）、

経営支援業務（経営コンサル、事務処理代行、介護職種に係る技能実習監理団体業務等）、

貸付業務、

人材確保等業務（採用・募集・研修の共同実施、現場実習等の調整）、

物資等供給業務（物資一括調達、給食供給等）

の6つの業務の全部または一部を実施するものとされています。運営資金は社員からの会費、業務委託費等により、職員の兼務や派遣は可とされています。

規模が大きいほどスケールメリットが働くため、地域貢献事業等の実施には有利なものと思われます。研修の面でもメニューや研修会の開催頻度が増えるでしょうから同様でしょう。利するところはあると思われますが、それへの負担はいかほどなものなのか、他の法人の動向は伺い知れませんが、まずは制度が始まってからの様子見ということになるでしょう。

昭和60年代、在宅福祉分野に民間企業の参入促進が図られて以来、平成12年の介護保険法、平成18年の障害者総合支援法、平成27年の子ども・子育て新制度と、同じ社会福祉事業を営みながらも課税されない社会福祉法人と課税対象となる営利法人等がせめぎあう構図があります。

当法人の活動は社会福祉事業のみであり、事業活動の収入のほとんどが税金を財源とすることに鑑みて、経営内容の透明化や公表に一層取り組むとともに、常に襟を正して事業を進め、障害のある方と地域とともに暮らすための生活支援、就労支

援等を個々の障害のある方の生活の実態に合わせて提供していくとともに、地域の福祉拠点として地域に貢献できるふさわしい役割を担うため、公益的な取り組みを進めてまいります。

地域における公益的取り組みとして、「えがお食堂」という、いわゆる地域食堂の運営経費のほとんどを負担しています。長良ひまわり社別館（旧・長良ひまわり作業所）において昨年11月から毎週土曜日に開設され、地域の一人暮らし高齢者等に毎回60食を超える昼食を提供しています。いわゆる子ども食堂といわれるものは月1回なり2回で20～30食程度の提供がほとんどですので、規模が大きいようです。

美味しくて温かい食事を待っている人がいるということと、調理されるボランティアさんの活躍の場、交流の場として自己の社会における立ち位置の確認ということも福祉が提供する役割として大切なことですし、地域に必要とされている証左ですので今後も続けてまいります。

また、岐阜市社会福祉協議会が事務局となって岐阜市社会福祉法人連絡会が令和3年10月に設立されました。市内に法人本部をおく28の社会福祉法人が集まり、「地域住民の幅広い生活課題・ニーズの把握」、「複合する課題・ニーズへの対応」等に連携・協働して研究実践し、既存の社会福祉制度の狭間にある課題のセーフティネットとして機能を果たしていこうとするものです。零細な規模の当法人としては得るものも多いと思われまますので参加しています。

障害福祉の動向と当法人の対応

3年ごとに行われる障害福祉サービス報酬改定が令和2年度にあり、令和3年4月利用分から適用されました。障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応した改定内容です。

医療的ケア等の看護の濃度を考慮した新たな加算額の設定がされ、常勤換算で4人に近い看護師を配置する「あじさいの家」が該当します。

就労継続支援B型事業所は報酬体系で、利用者平均工賃10,000円以上20,000円未満のランクが、10,000円以上15,000円未満と15,000円以上20,000円未満に2分されました。全国平均工賃が1万6千円台前半ですのでその前後で区分したものと思われまます。平均工賃で報酬単価を定めるのには異論がありますが、平均工賃によるのであれば妥当な区分創設であろうと思われまます。長良ひまわり社の平均工賃はコロナ渦以前に18,000円程度あったものが15,000円を確保するのがやっとというところでした。

共同生活援助（グループホーム）は障害支援区分6・5・4の重度者は報酬単価がアップし区分3・2・1はダウンしましたので、長良ひまわりのんびりホーム、長良ひまわりやすらぎホームはイーブン、重度者が多いオレンジホームは増収になります。

当法人の事業所は20世紀の末に全国的に増加した、いわゆる小規模作業所を前身としています。30年程度しか経過していませんが、障害福祉を取り巻く環境は様変わりしています。高等部卒業後の進路先確保のため、篤志家、保護者等が集まって募金活動、バザー等手弁当で運営費用を賄っていた時代は遠い過去の話、就労継続支援A型事業や放課後等デイサービスでは利用者募集の求人広告が新聞折込広告やタウン情報誌に掲載される時代です。国の障害福祉サービス関係予算レベルでは、障害者自立支援法施行の翌年度である平成19年度（2007年度）が5,380億円であるのに対し、令和3年度予算案では1兆8,478億円と15年間で3.43倍に増加しています。

介護保険法施行時は「措置」から「契約」へ、「与えられる福祉」から「選ぶ福祉」へと喧伝されました。「選ばれる」ことを目指してさまざまな事業所が誕生しました。選ばれる側の福祉サービス事業所は他の事業所との差別化のため、夕刻まで長時間のサービス提供時間の確保、土曜日・祝日の開所、毎回の送迎、毎回の入浴などの、目に見える部分でのサービス充実をセールスポイントにし、選ぶ側も障害当事者を含んだ家族にとって利便性の高い方へ流れる傾向があります。20世紀の小規模作業所時代から培ってきた利用者への思いだけでは、通じなくなっています。

重症心身障害者を専らとする「あじさいの家」、「第二あじさいの家」では、このような傾向があります。

長良ひまわり社は、定員一杯で、新たな需要に応えることができません。

アンダンテは、事業所狭小で新たな利用者受け入れが困難ですので新築移転を計画し、施設整備費補助獲得を目指して協議中です。

また、家庭の支援者の状況の変化により日中活動の場と居住の場のセットで対応が必要であろう問い合わせが増えてきています。障害の軽重は環境により左右されますので、適切な環境を提供しなければなりません。

当法人の事業所経営姿勢が世間から乖離することのないよう、福祉援護が必要な人を取りこぼすことがないよう、個々の職員の意識改革に取り組みます。

事業所経営を次世代へつなぐ取り組み

当法人は平成元年創業、33年の道程のなかで別に活動していた事業所の参加により10事業所を数えるまでになりました。

当法人の職員は若年層が少ない（平均年齢55歳11月（常勤51歳0月・非常勤57歳0

月、全職員79人のうち、20歳代3人、30歳代7人。)年齢構成です。職員を兼ねる理事の年齢も65歳を過ぎています。

平均勤続年数6年4月(常勤9年10月、非常勤5年5月)(数字はいずれも令和3年12月1日時点)と短いのは、令和2年事業開始の事業所が2事業所あるためです。

創業・創立当初から牽引してきた職員が引退する、あと10年程の間に次世代へのバトンタッチを済ませる必要があります。サービス管理責任者や相談支援専門員の資格取得には経験年数が問われます。本人の能力とやる気を評価しながら、前の章で述べました新しい風を吹かせることができる職員を発掘し、いわゆる事業承継への道筋をつける必要があります。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し

平成28年に成立した障害者総合支援法改正法が平成30年4月に施行され、その施行後3年を目途とした見直しが国の社会保障審議会で議論されています。令和3年12月16日に中間整理が発表されました。

その中で、障害福祉サービス等の質の確保・向上として「障害福祉サービス等の目的・特性も踏まえつつ、プロセス(過程)の視点に基づく報酬の評価をより充実させつつ、併せてアウトカム(結果)の視点に基づく報酬の評価についても・・・その導入について研究・検討する必要がある。」とされています。令和3年度から介護保険事業分野で運用が開始された「科学的介護情報システム・L I F E (Long-term care Information system For Evidence)」(利用者の情報や介護サービス提供に関する内容のデータを厚生労働省へ提出することと、データ解析によるフィードバックの活用によって、科学的に裏付けられた介護の実現を目指しサービスの質の向上を図る取り組みをするためのシステム)の後を追うかのような記述があります。また、居住支援の項では、共同生活援助(グループホーム)について「ガイドライン等による自己評価・利用者評価の推進・第三者による外部評価の活用(介護分野における運営推進会議による事業者の運営状況の評価の仕組みを参考として、障害福祉サービス等に導入することを含む。)について、検討する必要がある。」と記述されています。

サービス利用契約制度として先行し、規模が大きく、ある程度均質化された介護保険の動きを注視しつつ、過程・結果を視覚的に表現する取り組みやその手段としてのICT化を、インプットを担う職員とともに進めていく必要が感じられます。

虐待防止と身体拘束等適正化推進への取組等

令和4年度から虐待防止にかかる研修、虐待防止検討委員会の設置と検討結果の

周知、虐待防止のための責任者設置が義務化されます。また、身体拘束適正化についても研修、検討委員会の設置等に加え、身体拘束適正化指針の整備が義務化されます。身体拘束実施の記録は以前から義務化されています。

令和3年度中に委員会等の組織は整えました。法人で虐待防止・身体拘束等適正化推進委員会を設置し、各事業所に事業所部会をおき対応します。研修や実務を通してチェックリストやマニュアルの更新を図り、より適切に行えるよう進めていきます。

また、感染症及び非常災害の発生時に備えた「業務継続計画」の作成・研修・訓練、「感染症予防及び蔓延防止のための対策検討委員会」を設置し、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等が令和6年度より義務化されることが決定しています。指針等の例示は今後になりますが、猶予期間満了をまたず設置に向けた検討を進めます。

労働環境のより一層の整備のため

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として福祉・介護職員を対象として収入を3%程度（月額9千円相当）引き上げるため、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金が令和4年2月から9月まで措置されます。以降は、臨時に報酬単価改定を行う報酬の中に組み込まれる見込みです。

9月までは、事業所ごとの障害福祉サービス事業報酬に事業種別ごとの掛け率を乗じた額の10分の10の額が交付されます。試算では国が目標とする半分程度の金額しか見込めません。

なお、計画相談支援、障害児相談支援は対象外です。

産後パパ育休等

令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。令和4年4月1日から段階的に施行されます。

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設 【令和4年10月1日施行】
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け 【令和4年4月1日施行】
- 3 育児休業の分割取得 【令和4年10月1日施行】
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け 【令和5年4月1日施行】
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 【令和4年4月1日施行】

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や該当する場合の個別の周知、意向確認が必要です。就業規則の一部改正を行います（令和4年3月中に改正し労働基準局へ届け出ます。）。

令和2年5月14日に岐阜労働局から「新はつらつ職場づくり宣言事業所」の認定を受けています。

令和2年11月27日に全国健康保険協会（協会けんぽ）岐阜支部から「ぎふ健康経営認定事業所」の認定を受けています。

障害者雇用

令和3年4月から障害者法定雇用率は2.3%（民間企業）へ引き上げられました。また、雇用率の算定基礎となる常用労働者数は現在の45.5人以上から43.5人以上へと引き下げられ、一層の障害者雇用が求められます。

常用労働者数の数え方は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者については、1人をもって0.5人の労働者とみなされ、1週間の所定労働時間が20時間未満の労働者については、障害者雇用率制度上の常用労働者の範囲には含まれません。毎年6月1日の労働者数で算定されますので精度に欠けますが、現時点では常用労働者数43.5人を僅かに下回るものと見込んでいます。

それであっても、障害者福祉を専らとする社会福祉法人として雇用率に捉われることなく、障害者が自分らしく社会でいきいきと暮らす環境づくりに貢献するため、生活介護事業所「アンダンテ」及び共同生活援助事業所「オレンジホーム」の兼務として、高等特別支援学校卒業生（令和2年卒）1名を正職員として雇用しています。

社会保険料の改定について

健康保険料 負担は労使折半

	令和4年度		令和3年度		令和2年度
・40歳未満、65歳以上75歳未満	9.82%	←	9.83%	←	9.92%
・40歳以上65歳未満	11.46%	←	11.63%	←	11.71%
（介護保険第2号被保険者として	1.64%	←	1.80%	←	1.79%
					の介護保険料率を含む)

雇用保険料	令和4年10月		令和4年4月		令和3年度
料率	1.35%	←	0.95%	←	0.90%

内訳	失業等給付（労使折半）	0.60%	←	0.20%	←	0.20%
	育児休業給付（労使折半）	0.40%	←	0.40%	←	0.40%
	雇用2事業（使用者負担）	0.35%	←	0.35%	←	0.30%

厚生年金 18.3%（変更なし。平成29年9月以降固定。労使折半）
 労働者災害補償保険 0.3%（変更なし。企業負担）
 子ども・子育て拠出金 0.36%（変更なしの予定。企業負担）

健康保険料は、令和4年2月2日に全国健康保険協会から保険料率の決定広報がありました。都道府県ごとに異なり岐阜県は料率が下がりました。介護保険第2号被保険者負担分は全国一律です。

雇用保険料を段階的に引き上げることが柱となる雇用保険法などの改正案が令和4年2月1日に閣議決定され法案提出されました。新型コロナ対策で苦しくなっている保険財政の財源を補うため保険料が引き上げられます。

厚生年金保険料率は、年金制度改正に基づき平成16年から段階的に引き上げられ平成29年9月を最後に引上げが終了し、以降の厚生年金保険料率は18.3%で固定されています。

労災保険料率は3年ごとの見直しです。前回の見直し年度の令和3年度には変更がありませんでした。

子ども・子育て拠出金は「子ども・子育て会議」で料率変更の議題があがっていません。

交通安全について

当法人所有車輛の台数が10台を超えていますので、自動車保険（任意）はフリート契約という、車両1台単位の契約ではなく契約者（社会福祉法人長良福祉会）単位の契約になっています。

契約が1回で済むため1台ごとの手続きが不要になり事務の効率化や保険料の割引などの面で、一般的な自動車保険の契約（ノンフリート契約）にはないメリットがあります。事故を起こした場合、事故の回数ではなく支払った保険金の額により保険料率が決定されますので、事故の内容によっては、ノンフリート契約よりも保険料が割高になってしまいます。

搭乗する利用者や職員のため安全運行に努めることはもとよりですが、経費節減のためにも安全運転を励行します。

車輛運転の際は都度、呼気チェック、健康状態のチェックを行っています。それに加え、送迎車輛運転手の高齢化に対処するため、70歳以上の車輛運転手を対象として脳ドック受診を進めています。費用は法人が市内医療機関で実施されて

いる費用の最低額まで法人が全額負担します。

職員の通勤は、いわゆるマイカー通勤がほとんどです。また、研修で市外へ出張する際に法人所有車でなく、マイカーによることが多くあります。万が一事故が発生した場合、法人の使用者責任が問われることも想定されますので、「自家用車通勤管理規程」及び「私有自動車の業務上利用に関する規程」を整備し、安全運転の励行を呼びかけます。

なお、運行車両5台以上の事業所は当法人内にはありませんので安全運転管理者を置く必要はありませんが、安全運転管理者には令和4年4月から運転の前後に酒気帯びの有無について目視確認・記録・1年保存、令和4年10月からアルコール検知器を用いての確認等が義務化されます。安全運行の必要性から当法人においてもアルコール検知器による確認は全事業所において実施します。

感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、事業所により利用者や職員その家族等が陽性反応になったという例はあります。幸いクラスター発生という事態にはなっていません。

対人支援がそもそもの障害福祉サービスにとって「三密を避ける」のは難しいところですが、避けて通ることはできませんので、以下のような感染予防策をとっています。

- 毎朝、利用開始時に検温をしています。非接触型体温計で高熱測定であった場合、脇測定体温計（十分間）で測りなおしています。
- マスク着用の注意喚起
- 手指のアルコール消毒
- 手洗いの励行。レバー式水栓を感染防止のため自動水栓に交換しました。
- 食堂テーブルに飛沫防止カーテンを設置しました。四人掛けのテーブルを透明ビニールで田の字に区分しています。
- 洗面台の槽は二槽が隣合わせのため、飛沫が飛ぶ心配がありました。ビニールカーテンを設置し区分しています。
- 扉取手の消毒を一日に複数回行っていきます。
- 休憩時に密集しないように注意喚起しています。

施設設備維持管理

長良ひまわり社、長良ひまわりゆっくり宿の建物は、平成 18 年 3 月竣工ですので築 16 年となります。あじさいの家は平成 23 年 3 月竣工ですので 11 年経過、長良ひまわりのんびりホームは平成 25 年 3 月竣工の 9 年経過と続きます。

長良ひまわり社では昨年 9 月に空調設備を更新したところ、電気使用量が 3 か月平均で前年度より 2 割ほど軽減しました。今後、竣工 10 年から 15 年程度を目途に計画的に更新を図っていきます。

また、照明設備についても蛍光灯から LED 化を図ります。

インボイス制度への対応

令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。消費税は現在 8 % と 10 % の複数税率ですが、この複数税率に対応した「仕入税額控除」の方式のことを「適格請求書等保存方式」と言います。

当法人内で生産活動を行っている長良ひまわり社、アンダンテの当該活動にかかる収入は恥ずかしながら 1 千万円に足りませんので、現在に至るまで消費税を納めたことはありません。免税事業者です。インボイス制度の導入により免税事業者へ下請仕事を出した親会社は仕入れ税額控除ができなくなります。これは親会社にとって不利に働きますので、課税事業所へ下請け仕事を回すということになります。

現在の下請け仕事の他の受注先には課税事業者もあれば免税事業者もあります。下請け仕事がなくなることは利用者の日々の仕事がなくなるということですので、その事態は避けねばなりません。複数消費税率の控除を正しくするためと広報されていますが、消費者から預かった税金が免税事業者のところに止まることがないようということでしょう。

原則、令和 5 年 3 月 31 日までにインボイス発行事業者（課税事業者）の登録を終える必要があります。課税売上高が 5,000 万円以下の場合は簡易課税制度があり、納税事務負担軽減のためみなし仕入れ率によることができます。

今後の会議予定

- | | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 令和 4 年（2022 年）3 月 16 日（水） | 理事会
令和 4 年度事業計画・予算承認
諸規程一部改正 他 |
| 令和 4 年（2022 年）3 月 27 日（日） | 臨時評議員会
令和 4 年度事業計画・予算承認 他 |

令和4年(2022年)6月8日(水)	監事監査
//	理事会 令和3年度決算承認 他
令和4年(2022年)6月19日(日)	定時評議員会 令和3年度決算承認 他
令和5年(2023年)3月15日(水)	理事会 令和5年度事業計画・予算承認 他
令和5年(2023年)3月26日(日)	臨時評議員会 令和5年度事業計画・予算承認 他
令和5年(2023年)6月7日(水)	監事監査
//	理事会 令和4年度決算承認 新役員(理事・監事)推薦 他
令和5年(2023年)6月18日(日)	定時評議員会 令和4年度決算承認 新役員(理事・監事)承認 他

定例として予定するものは上記のとおりです。

なお、アンダンテの移転新築工事に係る施設整備費補助採択があれば、工事請負業者との工事請負契約の承認、完成後に法人定款への基本財産追加等の承認に係る臨時の理事会、評議員会開催をお願いすることになります。

なお、令和4年度は理事・監事、評議員の改選時期ではありません。理事・監事は令和5年6月までが任期、評議員は令和7年6月までが任期となっています。

令和4年度 生活介護「あじさいの家」事業計画

方針

利用者の権利、人格、個性を尊重した支援体制の構築と、身体・精神面の安定を図り、楽しみや生きがいをもった生活が送れることを目指します。

また、ご家族の負担軽減を目指し地域での生活継続に貢献していきます。

目標

「笑顔の出る、楽しい時間を、やさしい時間を」

- ・創作活動や体験を通し、五感で感じ取り、情緒豊かで生活に潤いをもたらすことができるよう活動していきます。
- ・様々な場面の中で自己選択が出来るよう支援に努めます。
- ・個々のペースを大切にし、それぞれが体調に合わせたリズムで生活を送れるよう支援します。
- ・仲間との関わりを大切にし、共に快適に過ごせることを目指します。

利用者状況

- ・3月1日現在 契約者 23名
- ・令和4年度は、新卒者予定1名
- ・利用見込み数 15.3名/日
- ◎ 一度、体調を崩されると週単位での欠席や入院となり、欠席が長期化します。職員は利用者の日々の表情・体調の変化を敏感に感じ取り、異常の早期発見、早期対応に努めます。
- ◎ 令和3年度11月に1名、2月には1名の利用者の契約が終了しました。理由は休日利用可能な施設への移行と入所でした。今後の課題として、休日、土曜の開所、送迎回数など保護者様のニーズを把握し少しずつ実現に向けていけるよう努力します。
また、急な入所による利用者減に対しては、今後の新規利用者を増やしていくことが必要となるため事業所説明会等に積極的な参加をしていきます。

年間行事予定

4月	新しい仲間を迎える会	10月	ハロウィン
5月	防災訓練	11月	防災訓練

6月	社会見学	12月	クリスマス会
7月	七夕会	1月	成人を祝う会
8月	夏祭り	2月	節分会
9月	運動会	3月	お雛祭り

月行事 音楽療法（毎月2回）、誕生会、読み聞かせ
協力医による診察

日中活動 調理、季節の制作、散歩、買い物外出等

*年間行事、活動計画に関しては、今後のコロナウィルス感染症の動向により中止及び変更の場合があります。

- ・年齢、それぞれの好みに合わせた活動内容を考えていきます。
- ・iPadを使用し、目と手の協調を促すゲームや、流行りの音楽や個々の好みに合わせた時間を過ごして頂きます。
- ・四季折々の作品を作成し、飾り、歌を唄い季節を感じていただきます。
- ・アロマテラピー、トランポリン等でリラックスした時間、身体を大きく動かす時間を作り静と動を感じていただきます。
- ・様々な活動を通して五感に働きかけ、充実した生活を過ごして頂きます。
- ・地域参加の場を提供し、社会の一員として生活している事、みんなを認め合う事を感じていただきます。

障害福祉サービス報酬単価表

加算種類	令和4年
生活介護（支援区分6）	1,288単位
人員配置体制加算	265単位
重度障害者支援加算 I	50単位
専門職加算	15単位
送迎加算（片道）	38単位
リハビリテーション加算	48単位
常勤看護職員等配置加算	84単位
処遇改善加算	4.4%
特定処遇改善加算	1.4%
地域区分による報酬単価	10.37円／単位

衛生管理

- ・ 職員のマスク着用は必須ですが、痰吸引による飛沫、密着しての移乗支援や食事支援等が必要なため、必要時はフェイスシールドを着用します。
- ・ 一支援一消毒を行います。
- ・ 昨年2名の方がコロナ感染されましたが、濃厚接触者の該当者が無く、広がらなかったのは、マスクの有無が左右したと思われれます。今後も換気、消毒、マスク、フェイスシールドを徹底していきます。
- ・ 体調不良時には出勤を控え、感染防止に努めることを周知します。

研修会

- ・ 各研修会へ職員が参加し、毎月の会議にて伝達研修を行い、職員のスキルアップに繋がります。
- ・ 虐待防止に係る研修、身体拘束適正化に関する研修のほか、必要に応じて施設内研修を行い、利用者及び職員の安全対策を図ります。

職員体制

職 名	人数
管理者（施設長）	1（兼務）
サービス管理責任者	1
支援員（常勤）	3
支援員（非常勤）	1 2
看護師（常勤）	2
看護師（非常勤）	3
理学療法士（非常勤）	1（兼務）
嘱託医	1
運転手	5
計	2 9

令和4年度 生活介護「第二あじさいの家」事業計画

方針

利用者の権利、人格、個性を尊重した支援体制の構築と、身体・精神面の安定を図り、楽しみや生きがいをもって。またご家族の負担軽減を目指し地域での生活継続に貢献する。

目標

「笑顔の出る、楽しい時間を、やさしい時間を」

入浴、排せつ、食事の支援強化や創作活動によるADLの維持向上と情緒安定を図る。

また、外出等の実施により気分転換、生活意欲の高揚等を促し、地域において安定した生活が営めるよう支援すると共に、個々のエンパワーメントを尊重し寄り添ってゆく。

留意点

- ・ 利用者に関する情報の共有に周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に利用者の身体の状態及びメンタルな部分を十分に把握し、配慮する事に努め安全第一とする。
- ・ 行事及び外出を継続し、今まで以上に地域社会との接点を増やしてゆく。

年間行事予定

あじさいの家と共通した行事を計画予定であるが、当初の少ない利用者状況により、小回りの効いた活動を考慮中である。地域への啓発も含め外部への外出も企画したい。

- ・ 各季節行事 誕生会 音楽療法 調理等

利用者状況

- ・ 3月現在 契約者11名 令和4年度当初 新規2人予定

職員体制

障害福祉サービス報酬単価表

職名	人数
管理者（施設長）	1（兼務）
サービス管理責任者	1
支援員（常勤）	1
支援員（非常勤）	4
看護師（常勤）	2
理学療法士（非常勤）	1（兼務）
嘱託医	1
嘱託医	3
計	14

加算種類	令和4年
生活介護（支援区分6）	1,288単位
人員配置体制加算	265単位
専門職加算	15単位
送迎加算（片道）	38単位
リハビリテーション加算	48単位
常勤看護職員等配置加算	56単位
処遇改善加算	4.4%
特定処遇改善加算	1.4%
地域区分による報酬単価	10.37円／単位

令和年度 計画相談支援・障害児相談支援
「あじさい相談センター」事業計画

目標

障がいのある方もしくは、その保護者の意思及び人格を尊重するとともに常に当該利用者の立場に立った適切、丁寧な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する。

方針

- ・利用者が安定、安心した社会生活をおくるため、様々な相談に応ずるとともに、その趣旨及びサービスの提供方法についても十分に説明いたします。
- ・利用者の意思、選択に基づき医療、福祉、就労支援等のサービスが適切に提供されるようサービス等利用計画を作成します。
- ・サービス担当者会議の活用により、関係事業所、関係機関と協力した体制作りに取り組むとともに地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。
- ・利用者等との連絡を密にし、継続的なモニタリングを行ないます。

事業の概要

- ① 指定特定相談支援事業
 - ・計画相談支援
 - ・基本相談支援
- ② 指定障害児相談支援事業
 - ・障害児相談支援

事業の内容

- ・利用者の自宅に伺い面接し課題等の把握を行う
- ・支給決定又は決定の更新前にサービス等利用計画案の作成
利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定
- ・支給決定又は変更後、サービス事業者等との担当者会議開催
- ・サービス等利用計画の作成
利用者及びその家族に対して説明し同意を受け決定
- ・サービス等利用計画の変更

今後の課題

昨年度の事業縮小に伴い、当法人利用者を中心とした業務範囲としている。その分、第二あじさいの家利用者も含め、充実した内容の濃い相談業務となっており今後も継続していく。

あじさいの家・第二あじさいの家利用者を含め、充実した内容の濃い相談業務となっており今後も継続していく。

昨年からの新型コロナウイルス感染症により動きも制限される中、基本動作（マスク着用、ソーシャルディスタンス、三密を避ける。）を厳守しながら相談業務に励んでいく。

障害福祉サービス報酬単価表

	令和元年10月～	令和3年4月～
サービス利用支援費	1,462単位	1,522単位
継続サービス利用支援費	1,211単位	1,260単位
障害児相談支援初回加算	500単位/月	500単位/月
障害者相談支援初回	300単位/月	300単位/月
入院時情報連携加算（Ⅰ、Ⅱ）	（Ⅰ）200単位/月 （Ⅱ）100単位/月	（Ⅰ）200単位/月 （Ⅱ）100単位/月
退院・退所加算	200単位/回	200単位/月
医療保育教育機関等連携加算	100単位/月	100単位/月
サービス担当者会議実施加算	100単位/月	100単位/月
サービス提供時モニタリング加算	100単位/月	100単位/月
要医療児者支援体制加算	35単位/月	35単位/月
地域区分による報酬単位単価	10.36円/単位	

3月現在、契約者36名

令和4年度 就労継続支援B型「長良ひまわり社」事業計画

目標

「小さな力を寄せ合って大きな花を咲かせよう」

- ・障害があっても、地域の中で生きがいをもって仕事や生活が出来るよう支援に努めます。
- ・支援者が障害者を支援するという一方通行ではなく、ともに持っている力や個性を精一杯出し合い、社会の一員として切磋琢磨しあいます。
- ・各々の人格を尊重しあえる人間関係づくりを進めます。

就労継続支援B型事業所として、「利用者が働く事への充実感を持てる事」、「仕事の対価としての給料で生活の広がり」を目指します。働く時間と楽しむ時間のメリハリを持って日々充実した時間を過ごせる事を目指します。

作業種目

< 下請け作業 > 株式会社ハローバックの手提げ袋加工

：目標金額 140千円／月

平成28年度売上収入 141千円／月

平成29年度売上収入 142千円／月

平成30年度売上収入 146千円／月

令和元年度売上収入 154千円／月

令和2年度売上収入 108千円／月

令和3年度売上収入見込み 141千円／月

< 喫茶部門 >

：売上目標：338千円／月

平成28年度売上収入 371千円／月

平成29年度売上収入 375千円／月

平成30年度売上収入 398千円／月

令和元年度売上収入 382千円／月

令和2年度売上収入 297千円／月

令和3年度売上収入見込み 338千円／月

○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の緊急事態宣言等により外販売の機会がほとんど消滅しました。また、下請作業もイベント用の手提げ袋

等がなくなり作業時間を持て余した時もあります。令和3年度は回復基調にありますが最盛期を目指すまでにはいきません。決して期待しませんが、第7波、第8波の到来も懸念されます。

○衛生管理に気をつける。

(爪ブラシを使って手洗い、使い捨てプラ手袋、アルコール消毒、服装、他)

○「喫茶ひまわり」の良さ「笑顔での接客と誠意ある商品作り」を目指す。

○丁寧な接客が出来るようになる。

○より業績アップを目指して取り組む。

・外販売の促進(売り場に応じた販売品目の見極め) → 各種イベント(県社会福祉協議会セルフ支援センターが参加団体を調整しています。)

・岐阜県立長良高校で「ホットドック」「サンドイッチ」等の販売

・岐阜盲学校での販売 等

< サテライト部門 >

主作業：ゴボウ茶作り・利用者さんのおやつ作り(スノーボール、鬼まん等)

○衛生管理に気を付ける。

○丁寧な作業を行う。

◎下請け作業においては、利用者の体調等も考慮しながら、また、発注先との信頼関係を深めるよう、責任ある仕事をしていきます。

◎利用者のアセスメント実施(状況・ニーズの把握)の上、課題の整理、個別支援計画に基づいた支援の実施を全職員で取り組みます。

◎ケース記録をさらに充実させ、ハウレンソウ(報告・連絡・相談)の実施により、支援内容の向上を図ります。

◎食品リスク(損失・被害)の軽減の為、喫茶部門においてもハウレンソウ(報告・連絡・相談)の徹底を図ります。

< 工賃 >

・下請け作業 各々の作業枚数で算出を基本

1袋を完成させるまでを約6工程に分類(折り・底芯入れ・芯貼り・穴あけ・紐つけ等)

袋の工賃 4.5円/枚

・喫茶手当 6,000円/月(出席率により支給)

・喫茶当番 100円/時間

・ボーナス年2回、夏20,000円、冬25,000円程度(出席率により支給)

……………下請及び喫茶収益金の一部積立から支出

・支給月額 目標：15,000円/月

	平均支給月額	全国平均月額	岐阜県平均月額
平成26年度	15,514円	14,838円	12,955円
平成27年度	17,162円	15,033円	13,116円
平成28年度	17,711円	15,295円	13,718円
平成29年度	18,170円	15,594円	14,010円
平成30年度	18,237円	16,118円	15,340円
令和元年度	18,017円	16,369円	16,486円
令和2年度	13,521円		14,728円
令和3年度(見込)	15,000円		

運営面

<障害福祉サービス報酬単価>

		令和元年10月～	令和3年4月～
就労継続支援B型	職業指導員、生活支援員配置 7.5 : 1	589単位	611単位
食事提供体制加算Ⅱ		30単位	30単位
目標工賃達成指導員配置加算Ⅰ	常勤換算1人以上配置	89単位	89単位
重度者支援体制加算ⅡⅠ	1級年金者が利用者の25%以上50%未満	28単位	28単位
福祉専門職配置等加算Ⅲ	職業指導員の常勤75%以上または3年以上の常勤30%以上	6単位	6単位
送迎加算Ⅱ	片道	10単位	10単位
欠席時対応加算	月4回まで	94単位	94単位
処遇改善加算Ⅰ		5.2%	5.4%
特定処遇改善加算Ⅰ		2.0%	1.7%
地域区分による報酬単位単価	6級地	10.34円	10.34円

<利用者数>

- ・平成31年3月に特別支援学校高等部卒業生2名を迎え、定員20名一杯となりました。

順調に社員仲間との協調関係がとれ、作業能力も猛スピードで上がっています。毎日が作業の繰り返しです。利用者間の調和を乱さないよう留意して支援に努めていきます。

- ・ほとんどの社員（利用者）は皆勤に近い状況です。
 - 平成27年度出席率 91.3%
 - 平成28年度出席率 92.7%
 - 平成29年度出席率 96.2%
 - 平成30年度出席率 96.8%
 - 令和元年度出席率 96.9%
 - 令和2年度出席率 97.4%
 - 令和3年度出席率 97.4%（1月までの10か月実績）

- ・毎月第3土曜日を開設します。（月日数△8日の範囲内）
 - 平成28年度開設日数 253日
 - 平成29年度開設日数 253日
 - 平成30年度開設日数 252日
 - 令和元年度開設日数 251日
 - 令和2年度開設日数 251日
 - 令和3年度開設日数 252日（見込み）
 - 令和4年度開設日数 253日（予定）

<実費負担（食事代）について>

食事代：材料代＋人件費＋光熱水費 ≒ 約650円／1人1食

※食事材料費として利用者から1食 290円徴収

※食事提供加算にて30単位(約310円)の補助あり

継続した取組

- ・「笑顔でがんばるよ」カード …………… 1人
- ・「ありがとう」カード …………… 2人
- ・「順番守れたよ」カード …………… 1人
- ・「にこにこ」カード …………… 1人
- ・「やさしい声か」カード …………… 1人
- ・「怒らないよ」カード …………… 1人
- ・体重記録カード …………… 2人

※心を育てる取組と捉えています。また、良い面を見逃さない職員の日を養うという面もあります。

健康管理

- ・健康診断（年1回）
- ・検便（月1回：検査項目 サルモネラ菌、赤痢）
- ・いわゆる糖尿病予備軍と診断されている社員が複数存在します。カロリー摂取過多、運動不足等

食品衛生法改正の対応

食品衛生法の改正により、令和3年6月から1回の提供食数が20食程度以上を超える集団給食施設は食品営業の届出を行うことになり、食品衛生責任者を置き届出しました。

また、喫茶ひまわりの外販売は複数個所にわたるため、これも食品衛生責任者を置き「行商」の届出を行いました。

原料原産地表示制度

制度：新たな加工食品の原料原産地表示制度（2017年9月1日開始）

対象：全ての加工食品

内容：国内で作られた加工食品について、
重量割合上位1位の原材料の原産地等を表示することが義務づけ
基本ルール：

重量割合上位1位の原材料が生鮮食品の場合

⇒「原産地」を表示（例：国産）

重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合

⇒「製造地」を表示（例：国内製造）

完全施行日：2022年4月1日

※施行日以降、原料原産地表示がない商品は、販売不可

研修会

岐阜県障がい者総合相談センター（身体障害者更生相談所／知的障害者更生相談所／精神保健福祉センター／発達障害者支援センター）

岐阜県社会福祉協議会、セルフ支援センター

岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会
 岐阜県障害福祉事業所連絡会（岐阜ブロック）
 等が開催する研修会に職員を派遣し、参加者は研修報告書の作成・回覧と伝達研修を行います。

また、毎月開催する職員会議に合わせ施設内研修を行うほか、必要に応じて随時行います。

主な行事

- 6月 社員研修（行先未定）、床清掃・ワックス塗布
 - 8月12日（金） 夏のご苦労さん会（モレラ岐阜）
 - 8月13日～15日（土～月） お盆休業
 - 12月2日（金） 岐阜県障害福祉事業所連絡会岐阜ブロック愛護ふれあいバス
（行先未定）
 - 10月14日（金） 岐阜県障害福祉事業所連絡会岐阜ブロック交流運動会
（各務原市総合体育館）
 - 12月28日（水） 冬のご苦労さん会（モレラ岐阜）、床清掃・ワックス塗布
 - 12月29日～1月3日（木～火） 年末・年始休業
 - ※ 誕生日会 該当月に随時開催
 - ※ 避難訓練 年2回実施(4, 10月 消防設備点検業者立会い)
- 5月下旬から6月初旬の間に開催される岐阜県障害福祉事業所連絡会総会・交流会は令和4年度も中止されました。

職員体制

施設長（常勤）	1名
サービス管理責任者（常勤）	1名
職業指導員（非常勤）	2名 主に作業支援
生活支援員（非常勤）	1名 主に生活支援
目標工賃達成指導員（非常勤）	2名 主に喫茶ひまわり担当
調理員（非常勤）	1名 昼食作り担当
事務員（非常勤）	1名 事務、栄養管理担当
計	9名

令和4年度 短期入所「長良ひまわりゆっくり宿」事業計画

平成25年5月に共同生活援助事業「長良ひまわりのんびりホーム」を、平成29年4月に共同生活援助事業「長良ひまわりやすらぎホーム」を開設したのに伴い、かつて毎月定期的に利用していた10人の利用者が当該グループホームに入居しました。よって、「長良ひまわり社」利用者の利用は4名になりました。

令和2年にはいってからは新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、長良ひまわり社以外の利用は激減しました。稼働率はコロナ禍以前は70%台であったものが令和2年度は43.7%、令和3年度（1月までの実績）は44.2%と落ち込んでいます。令和4年度の利用も同様であろうと推測します。

単独型短期入所事業所として、緊急一時保護の機能を発揮することは難しいですが、計画的なレスパイトケア（介護者の一時的な休息）、将来のグループホーム利用を目指した訓練としての利用を呼びかけていかなければなりません、積極的に動く時ではありません。

なお、短期入所利用中の利用者の安定、保護者の満足感を得るため、利用に先立って受入打合せを綿密に行います。

1月当たりの稼働日数として10日程度（1泊2日とすると20日）を想定します。なお、生活支援員を夜勤体制で1名配置します。

運営面

<障害福祉サービス報酬単価>

	令和元年10月～	令和3年4月～
短期入所Ⅱ 6	588単位	589単位
短期入所Ⅱ 5	515単位	516単位
短期入所Ⅱ 4	310単位	311単位
短期入所Ⅱ 3	234単位	235単位
短期入所Ⅱ 2・1	168単位	169単位
食事提供体制加算	48単位	48単位
短期利用加算	30単位	30単位
短期単独型加算	320単位	320単位
処遇改善加算Ⅰ		8.6%
特定処遇改善加算Ⅰ	1.9%	2.1%
1単位当たり単価	10.36円	10.36円

令和4年度 共同生活援助「長良ひまわりのんびりホーム」事業計画

「長良ひまわりのんびりホーム」開設9年を経過しようとしています。入居者（利用者）の生活を24時間体制で支え、安心、安全な生活を提供し、個々の入居者が充実していると思える毎日を過ごせるよう支援に努めます。

入居者主体を基に支援を行い、一人ひとりの声に耳を傾け、表情の変化や意思表示を感じ取り自己決定を促すことができる様に配慮し、その場に応じたベストな支援を実践していくことで満足感を得られる充実したものにします。

また、家族との連携もしっかりとり、より一層の信頼関係の構築に努めます。

1. 個別支援の充実

- 個別ニーズをどのようにしたら把握し、実現に向けて支援できるかを入居者、家族とともに考えます。
- 個別懇談会を実施し家族の意見や思いを踏まえて、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて再アセスメントを実施します。

2. サービスの質の向上

- 入居者に関する情報を生活支援員、世話人で共有し、統一した支援を徹底します。
- 随時、支援内容の確認と見直しを行うとともに、業務内容の効率化を図ります。
- 支援目標に沿って支援を提供し、提供記録の記述方法の統一を図ります。
- 苦情解決への取り組みを進めます。
- 生活支援員、世話人の健康面や労働環境への配慮を行います。

3. 社会参加、地域交流

- 地域で暮らしていることを実感できるように、町内の一員として協力できることを探ります。
- 社会資源や他の福祉サービスを活用し、土・日、祝日の暮らしの充実を図ります。

職員体制

管理者は、「長良ひまわりやすらぎホーム」の管理者と兼務します。

生活支援員1名と世話人4名をおき、保護者との連絡調整をとるとともに、グループホーム利用者5名の調和を図ります。

世話人は午後4時から翌朝9時まで1人夜勤体制で、食事、入浴、掃除、洗濯、服薬等の支援を行います。

運営面

<障害福祉サービス報酬単価>

		令和元年10月～	令和3年4月～
生活援助Ⅱ 5	世話人 5 : 1	499 単位	500 単位
生活援助Ⅱ 4		420 単位	421 単位
生活援助Ⅱ 3		333 単位	331 単位
生活援助Ⅱ 2		244 単位	243 単位
夜間支援等加算Ⅰ 3	夜間支援対象者3人	336 単位	
夜間支援等加算Ⅰ 2	夜間支援対象者2人	244 単位	
処遇改善加算Ⅰ		7.4%	8.6%
特定処遇改善加算 Ⅱ		1.5%	1.6%
1単位当たり単価		10.48円	10.48円

注：長良ひまわりのんびりホーム、長良ひまわりやすらぎホーム 共通

令和4年度 共同生活援助「長良ひまわりやすらぎホーム」事業計画

平成29年4月1日に「長良ひまわりやすらぎホーム」を開設しました。5人の利用者が地域の中で暮らすという形態をとる共同生活援助事業（グループホーム）で暮らし始めて5年が経過しようとしています。

この5人は、長年にわたって短期入所「長良ひまわりゆっくり宿」において、それぞれの家庭を離れて過ごすという体験を重ねてきましたが、一時的な体験です。週の大半を今までの生活スタイルとは異なるグループホームで生活することになりました。30年、40年と積み重ねてきた生活のスタイルが1年で変わるものではありませんし、無理に変えようともしませんが、ともに暮らす空間の中では、折り合いをつけなければならない場面も出てきます。それぞれの今までの生活スタイルとのギャップが埋まる間、どの支援者も共通したスタンスが定まるまでの間、それぞれの戸惑いと緊張感が生まれていましたが、平成30年12月から支援側のスタッフの異動がありませんので落ち着いてきました。

まずは、安心・安全に生活を送ることができ環境づくりに努めます。

- 利用者への適切な支援のため状況の的確な把握に努めます。
- 把握するための処遇技術の向上に努めます。
- 支援内容等を記録することにより、申し送りを確実にしています。
- 利用者の情報を共有し、統一した支援サービスの提供に努めます。
- 保護者と緊密な連携を取るよう努めます。
- 季節に応じた行事やその際の献立に工夫を凝らします。

次に、地域に溶け込むよう努めます。黙々とグループホームと日中活動の場との往復を繰り返すだけでは、地域で暮らす意味がありません。

- 挨拶により顔見知りになることから始めます。

職員体制

管理者は、「長良ひまわりのんびりホーム」の管理者と兼務します。

午後3時から7時まで生活支援員1名をおき、日中活動の場での情報をグループホーム世話人へ繋げます。また、保護者との連絡調整をとるとともに、グループホーム利用者5名の調和を図ります。

午後4時から翌朝9時まで夜勤体制で世話人1名を置き、食事、入浴、掃除、洗濯、服薬見守り等の支援を行います。

現在のところ5名全員週末帰省があります。

令和4年度 生活介護「アンダンテ」事業計画

【概説】

岐阜盲学校に子どもが通う保護者たちの願い「視覚障害への理解がある事業所が欲しい」「学校で培った力を生かせる事業所を作りたい」という思いのもと、「盲重複児・者のこれからを考える会 ポコアポコ」が平成29年3月に立ち上がり、平成30年4月にポコアポコ合同会社による生活介護事業「アンダンテ」が立ち上がりました。平成31年4月からは社会福祉法人長良福社会の一員に加わりました。

令和2年4月に岐阜薬科大学三田洞校舎の東に建設された新築物件を賃貸契約し、移転してから2年が過ぎ、この3月からは利用者が8名となりました。利用者数は盲学校の卒業生4名と他の特別支援学校の卒業生4名の同数となりました。内3名が強度行動障害の認定をうけており、個々のニーズに対応するためにはより深い専門性が求められます。毎週ケース会議を開催し、支援員の資質向上に努めています。

アンダンテは生活介護の事業所ですが、視覚障害を有する利用者が中心となって、クッキー作りや手織り作業を行っています。「利用者の人格や権利を尊重し、働くことの喜びや生きがいを感じられる居場所作り」を方針とし、地域の一員として社会参加できることを目指しています。

地域との関りを深めたいとアンダンテ・ポコアポコ祭りを年1回開催し、テイクアウト方式で焼きそば・カレーライス・おでん・ぜんざい等の食品の販売、授産品の販売・フリーマーケットを行いました。地域のボランティアさん30名ほどの協力も得られ、150名ほどで賑わいました。より、地域に根差す事業所を目指して、令和4年度には、春と秋の年2回の開催を考えています。祭り等で使うテントの購入にコープ福祉活動助成金からの支援を活用します。

市役所での応援ショップでの定期的な出店と特別支援学校からの予約販売・ネット販売や支援者のお陰で順調に菓子販売が伸びています。利用者の給料も昨年度よりアップし、ボーナスも2回出すことができました。

課題であった事業所の狭隘を解消すべく、令和3年度中に土地を購入し、新事業所建設にかかわる助成金申請を行いました。現在は、審査の通過を待つばかりです。

<大切にしたいこと>

1 自分の生活を作ること

- ・様々な活動を利用者同士が共に考え、話し合い、作っていきます。

生活の主体である利用者自身が、仕事・食事・活動スケジュール・行事など、楽しい活動を支援員と共に考えます。

2 自分でできることは自分ですること

- ・学校でつけた生活する力を継続・発展するため、調理・洗い物・掃除など時間をかけて挑戦します。役割を決め、協力し合います。

3 居心地のいい家庭のような居場所を作ること

- ・健康管理に留意し、笑顔で安心して過ごせる事業所を目指します。
- ・地域の活動に参加し、地域の一員として社会とのつながりを大切にします。

【活動内容】

仕事

- ・お菓子作り・袋詰め
- ・袋のラベル張り・スタンプ押し
- ・手織り
- ・ミシンでの製品作り

- ・ゴミ拾いウォーキング
- ・紙漉き
- ・点字紙を使ったバック作りなど

健康管理・増進

- ・ストレッチ、筋トレ体操
 - ・運動、ウォーキング、山歩き
 - ・温泉タイム・体重測定・血圧測定
- これらの活動を月行事に位置付けます。

生活自立

- 掃除
- 調理と片付け
- 買い物
- 身だしなみ

学習

- ・行事の企画・
- ・毎日の振り返り
(点字日記・日記)

余暇活動

- ・音楽活動(歌・ミニコンサート・カラオケ)
- ・読書活動(絵本の読み聞かせ)
- ・創作活動(芸術作品・カード作りなど)

スペシャル・デー

- ② ハッピーバースデー・・・年に1度のあなたの夢をみんなで実現
- ② ハッピー感謝デー・・・地域の人たちに感謝して、アンダンテにウェルカム・デー
(アンダンテ・ポコアポコ春祭り・秋祭り)

バザー交流

市役所・特別支援学校等での販売

生活訓練(生産)関係

生產品売上収入(年額)

令和元年度売上げ	460 千円
令和2年度売上げ	1,860 千円
令和3年度売上げ(見込み)	2,400 千円

工賃(平均月額)

令和2年度	7,927 円
-------	---------

令和3年度（見込み） 6,573円

- 令和元年度は、手織り製品と点字紙を用いたペーパーバッグ、クリスマスリース等の売り上げのみ
- 令和2年度に焼き菓子、惣菜の営業許可を受け、生産品売上収入がUP。ネットショップを開始。焼き菓子の他、カレーパン、スイートブール、パンナコッタ、五目寿司、五目ご飯等を販売
特別支援学校3校、障がい者職業能力開発校での注文販売
- 令和3年度は、事業所での販売の他、市役所での定期的な販売も開始。移動販売（行商）の申請を行い、市役所の他、盲学校内での販売の許可も取り、販売できることになった。しかし、コロナ蔓延のため盲学校は注文販売のみ
- 収入が安定してきたため、光熱費、指導員給与、ガソリン代など必要経費を控除
- 令和2年度の実績より、工賃規定を改定し、基本給1,000円。半日活動に参加すれば100円、ボーナスは年に2回、今年度は夏5,000円、冬10,000円支給
生産活動参加の有無により差を少しつけることにした。

【年間行事】

（地域の行事）

4月	アンダンテ・ポコアポコ春祭り	・筋トレ
5月	野外学習（ファミリーパーク）	・筋トレ
6月	防災訓練	・筋トレ
7月	七夕祭り	・筋トレ
8月	夏祭り	・筋トレ
9月		・筋トレ
10月	アンダンテ・ポコアポコ秋祭り	・筋トレ
11月	バスツアー	・筋トレ
12月	クリスマス会	・筋トレ
1月	餅つき・初詣、成人を祝う会	・筋トレ
2月	防災訓練	・筋トレ
3月		

・この他にも、適宜話し合いながら決めていきます。

【開所予定日数】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日数	22	22	22	21	23	22	22	22	17	20	20	23

延べ日数：256日

【事業所開所時間及び日課】

月曜日～金曜日 9:00～16:00

時 間	活動内容
9:30 ~ 10:00	朝の集い・健康観察・体操
10:00 ~ 12:00	作業 又は その他の活動
12:00 ~ 13:30	昼食・片付け・休憩
13:30 ~ 15:00	作業 又は その他の活動
15:00 ~ 15:30	帰りの集い

【定員】 20名

【職員配置】

管理者 1人（常勤、他事業所兼務）
 サービス管理責任者 1人（常勤）
 生活支援員 10人（常勤3人、非常勤7人）
 医師 1人（非常勤）
 看護師 3人（非常勤）
 調理員 3人（非常勤）

運営面

<障害福祉サービス報酬単価>

加 算 種 類	令和4年4月～
生活介護（支援区分6）	1,288単位
生活介護（支援区分5）	964単位
生活介護（支援区分4）	669単位
人員配置体制加算Ⅰ	265単位
福祉専門職員配置加算Ⅰ	15単位
重度障害者支援体制加算Ⅰ	7単位
重度障害者支援加算Ⅱ	180単位
視覚・聴覚言語障害支援体制加算	41単位
食事提供体制加算	30単位
送迎加算Ⅱ	10単位
〃 重度障害支援加算	28単位
処遇改善加算Ⅰ	4.2%
特定処遇改善加算Ⅰ	1.4%
地域区分による報酬単位単価	10.37円

初めに

令和2年4月開設しました。利用者は4名で、盲学校を卒業した視覚障害と知的障害、その他の障害を併せ有する20歳から25歳までの青年たちです。2年が過ぎ、コロナ禍の中でも利用者は体調を崩すことなく穏やかに生活することができました。慢性腎疾患の利用者には塩分や水分・カロリー制限があり、きめ細かな配慮と対応が求められましたが、現在のところ、目立った体調の変化はありません。現在2名が訪問リハビリを活用し、運動機能の維持・改善を図っています。

余暇の活用としてWi-Fi環境下で言葉のみで操作できるスピーカーを設置し、音楽・ラジオ放送・アラームなどを聴いて楽しめる環境を整えたことで、音を中心とした環境が向上しました。

また、毎月開く自治会では自分の悩みを出し合って解決策を話し合ったり、集いで歌う歌決めや行事の企画・役割分担・メニュー等、話し合いを重ねました。互いのことを思いやったり、ルールを守る大切さなどを確認する機会となっています。精神的にも成長過程にある利用者に寄り添って、安心できる生活の場を提供していきたいと考えています。

また、開所と同時に障害者雇用した職員（20歳）は、2月から介護職員実務者研修を受講し、更なるキャリアアップを目指します。我々職員も本人の障害特性に配慮し、過度な精神的負担にならないように学習支援に取り組み、来年1月の介護福祉士の資格取得を目指すことをサポートします。

運営方針

1、マライゼーションの理念に基づき、利用者が可能な限りグループホームにおいて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活全般における相談及び助言、援助等を適切に行う。

(1) 自立支援

利用者がライフステージのあらゆる場面において、障害の程度にかかわらず、自立した生活を目指し、社会との交流が持てるよう積極的に支援する。

(2) 主体性の尊重

利用者が一人の生活者として自らの生活を自らの意思で選択・決定できるよう支援していく。

(3) 生活の質の向上

利用者の人格と個性を尊重し、健康で人間らしく豊かに生きることを目指す。

2、利用者本位のサービス提供

- (1) 利用者等の日常生活全般の状況及びニーズをふまえて、個別の支援計画を作成し、利用者及びその家族に内容を説明するとともに、当該支援計画書を交付する。
- (2) 個別の支援計画の作成後に実施状況の把握を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。

3、事業の実施に関する事項

- (1) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定される共同生活援助を適切に実施する。
- (2) 利用者同士が話し合い、季節の行事や親睦を図る活動などを企画し、運営できるように支援する。

研 修

健康管理、人権、虐待防止、権利擁護等の研修については、年2回以上実施する。
職員の資質向上のための研修会を開催する。

- ・ 新型コロナ感染防止に関わる研修、強度行動障害に関する研修、コミュニケーションに関する研修、健康・衛生面に関する研修
- ・ 制度理解に関する研修、事例研修

職員配置

管理者	1人（常勤・他事業所兼務）
サービス管理責任者	1人（常勤兼務）
生活支援員	5人（非常勤5人）
世話人	3人（非常勤3人）

運営面

<障害福祉サービス報酬単価>

	1週間の常勤換算	令和3年4月～	
生活援助Ⅱ6	世話人・生活支援 員要確保時間数 = 53時間/週	661単位	1人
生活援助Ⅱ5		547単位	2人
生活援助Ⅱ4		467単位	1人
夜間支援等加算Ⅰ3		336単位	4人
重度障害者支援加算		360単位	1人
視覚・聴覚言語障害支援加算		41単位	4人
1単位当たり単価		10.48円	
処遇改善加算Ⅰ		7.4%	
特定処遇改善加算Ⅱ		1.5%	